

## 最低賃金改正

熊本労働基準局  
二、二二七円  
熊本県最低賃金を、日額、二二七円（時間額六〇円）に改正し、来る十月一日から効力を発生することに致しました。

この最低賃金は、熊本県内の事業場で使用される労働者に適用されることになつておなり、労働者を使用する使用者は最低賃金以上のお金を支払わなければなりません。

決定内容のうち「一日の所定労働時間が該事業場の一般労働者の労働時間より短い者について」は、從来、時間表示額によることになつておなりましたが、その労働時間が該事業場の一般労働者の労働時間より短い者については、昭和53年9月1日現在

人口と世帯

昭和53年9月1日現在

人口 6,288人

男 3,001人

女 3,287人

世帯 1,670人

-14  
-15  
+1  
-3

（単位：人）

（単位：世帯）

（単位：人）

（単位：人）